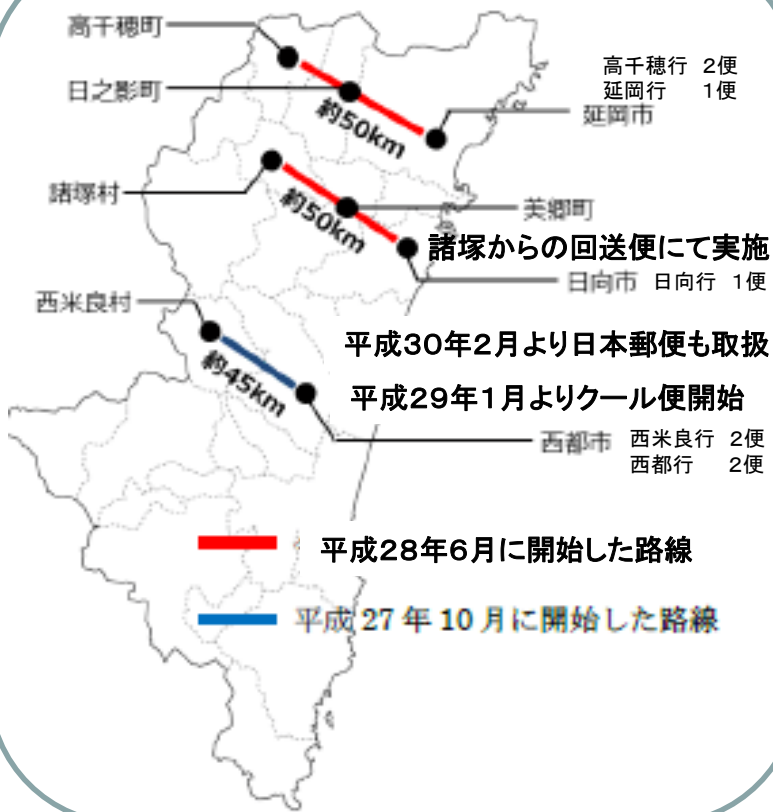


## 全国初の生活交通路線での乗合バスによる貨物自動車運送事業許可を取得

～平成30年6月7日 九運貨第141号にて許可～

宮崎交通(株)では、平成27年10月より道路運送法第82条による少量貨物(350kg未満)輸送を路線バスを改造し実施していましたが、平成29年9月の制度改正による貨物事業許可を既存の客貨路線にて受けました。

### 既存の客貨路線



農水産品の出荷最盛期に350kgを超過したため(秋口の柚胡椒(瓶詰め)等)、貨物運送事業者にて輸送

平成29年9月に一定の条件の下、旅客運送事業と貨物事業の「かけもち」が可能 **(350kg越えが可能)**

貨物の運行管理者確保に目処がついたため、既存の客貨路線の車両にて貨物許可申請(H30. 4. 27)

貨物運送事業の許可により、大量の貨物輸送が可能となり、既存の生活交通路線では全国初